

## 平成30年度から

# 国民健康保険制度・国民健康保険税の税率が変わります

～国保の財政運営が市町村から北海道へ～

国民健康保険制度の安定化のため、平成30年度から、市町村単位での国保運営に加え、北海道も国保運営を担います。これまでは、市町村単位で加入者皆様の医療費など国保運営に必要な経費を、国・道の補助金や交付金、加入者皆様の国保税で賄ってきました。

改正後は、北海道が財政運営の責任主体となり、北海道全体の国保運営に必要な経費を、全道各市町村で負担することになります。

### 主な変更点

#### ○北海道の役割

- ・ 財政運営の責任主体となり、北海道全体の国保運営方針を策定します。
- ・ 各市町村の医療水準・所得水準・加入者数等を基に市町村ごとの納付金を決定します。
- ・ 納付金に必要とされる標準保険税率を算定し、各市町村に示します。

#### ○市町村の役割

- ・ 北海道に納付金を納付します。
- ・ 標準保険税率を参考に、保険税の賦課・徴収を行います。
- ・ 保険証等の資格管理や保険給付、保健事業について引き続き市町村が行います。

### 北海道の方針・国保税の考え方

- ・ 北海道の国保運営方針は、北海道・各市町村・関係機関と協議し、3年ごとに検証し見直しを行います。
- ・ 北海道全体での国保運営になるため、負担の公平性の点から保険税率の標準化が目標とされており将来的に保険税の統一について検討されています。
- ・ 国保会計の不足分を、一般会計から補填している市町村については、国保税率の改正などにより、段階的に解消することが目標とされています。
- ・ 国保税の改定については、激変が生じないように考慮し、調整することとされています。

### 標準保険税率と日高町の国保税

- ・ 北海道から示された標準保険税率は、一般会計からの補填を行わず納付金を賄う場合に必要となる率を試算したもので、1年ごとに見直しされます。
- ・ ただし、参考として示されたもので、必ず標準保険税率を採用するものではなく、各市町村は実情に応じ、市町村ごとに保険税率を決定します。
- ・ 日高町ではこれまで、国保会計の不足分を一般会計から補填することで平成19年度以降税率を据え置いてきました。
- ・ 改正前の税率では、全道各市町村平均の税率より低い状況にあり、段階的に保険税を引き上げていく必要があります。
- ・ 保険税の急激な増加を避け、段階的に一般会計からの補填を解消していくため、北海道の運営方針の見直し期間に併せ3年ごとの税率改正を検討しています。
- ・ これまでの保険税率で平成30年度の納付金を納めるためには、一般会計から約6千万円の補填が必要となります。
- ・ 平成30年度の保険税率については、約2千万円の増収を見込んで税率を試算しています。将来的には、北海道に納める納付金の全額を受益者負担で賄うこととなりますが、それまでは一般会計から補填することで調整し、3回程度の税率改正を予定しています。
- ・ また、固定資産税の状況により賦課していた資産割については、段階的に解消していく考えで税率を変更していきます。

○日高町の平成29年度と平成30年度の税率（下段（ ）は、北海道が示した標準保険税率です。）

区分 (対象者)	基礎(医療分) (国保加入者全て)		後期高齢者支援金分 (国保加入者全て)		介護納付金分 (国保加入者のうち40~64歳の方)		合 計	
	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30
所得割	5.50%	6.00%	2.20%	2.40%	1.00%	1.10%	8.70%	9.50%
	(6.07%)		(2.39%)		(1.43%)		(9.89%)	
資産割	50.00%	35.00%	20.00%	12.00%	5.00%	3.00%	75.00%	50.00%
	(55.14%)		(21.71%)		(7.15%)		(84.00%)	
均等割	18,000円	19,500円	5,000円	5,500円	5,500円	6,000円	28,500円	31,000円
	(19,852円)		(5,426円)		(8,223円)		(33,501円)	
平等割	26,000円	27,000円	7,000円	7,500円	5,500円	6,000円	38,500円	40,500円
	(29,114円)		(7,115円)		(8,410円)		(44,639円)	

○制度改正前の国保税率の状況(平成29年度 医療分・介護給付分・後期高齢者支援金分合計の税率)

	所得割	資産割	均等割	平等割
日高町	8.70%	75.00%	28,500円	38,500円
日高管内 各町平均	10.85%	78.56%	33,957円	44,186円
全道平均 (資産税を採用している102市町村)	10.38%	59.09%	38,636円	42,575円

課税区分 所得割：世帯の国保加入者総所得金額（基礎控除33万円）に対して  
 資産割：固定資産税額（土地・家屋）に対して  
 均等割：加入者1人当たり  
 平等割：1世帯当たり

国保の課税は、主に3方式（所得割・均等割・平等割）と4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）の2種類が採用されており、これまでは、日高管内は、全て4方式を採用しています。

全道では、4方式を採用している市町村が多数ですが、都市部では3方式が多く、国保の対象世帯約8割が3方式の対象となっています。

〈参考〉

40歳以上夫婦2人世帯、所得200万円、資産税額5万円の世帯をモデルとして年間税額を試算した場合

平成29年度日高町の税率	・・・	307,000円
平成30年度日高町の税率	・・・	317,500円
北海道が示した標準保険税率	・・・	351,400円
平成28年度日高管内平均	・・・	368,300円
平成28年度全道平均	・・・	356,900円

○町では、これまで以上に特定健診や疾病の予防対策のための保健事業を充実させ、医療費の適正化に努めてまいります。国民健康保険制度及び国民健康保険税についてご理解とご協力をお願いいたします。

●お問い合わせ先

日高町役場 保険年金課 保険医療・介護・年金グループ 電話 01456-2-6561